転 出 届 の手続き

城陽市から他の市区町村、あるいは国外へ引っ越しをされる方は、**転出する日の14日前から 転出する日までに**、転出届を市役所市民課に提出してください。

届出には、**本人確認書類**(運転免許証・パスポート・健康保険証など)が必要です。

なお、転出届を出された方には、国外へ転出される方を除いて、転出証明書を交付します。

新しい市区町村で転入届をするときに、この転出証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

1. お住みになってから14日以内に、お渡しした転出証明書と本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証など)を持参して、新しい市区町村で転入届をしてください。

本人及び世帯主以外の方が届け出る場合は委任状が必要です。詳しくは新しい市区町村でお尋ねください。

- 2. 転出予定日からは、城陽市に住所がないものとして取り扱います。
- 3. 都合により転出を取りやめた場合は、転出証明書を添えて「転出取消」の手続をしてください。
- 4. 転出証明書を無くしたときは、すみやかに届け出てください。

※外国人住民の方は、新しい市区町村に「在留カード」「特別永住者証明書」を持参して手続き をしてください。

◆転出に伴って下記に該当する場合は手続きをしてください。

	対象の) 方	手 続 き の 内 容	担 当 課
印鑑登録をされている方			印鑑登録証(城陽市民カード)をお返しください。 ②転出予定日前日までは印鑑登録証明書 を請求できますが、カード以外に転出証明書 の提示が必要です。	
カーお打	ド)を 寺ちの方・申		転出先の市区町村にカードを持参して(**)手続きが必要です。 (※)申請中の方はカード持参の必要はありませんが、転入先の市区町村でカードの再申請が必要	市 民 課 25 56-4025 本庁舎1階
住民基本台帳カードをお持ちの方とは、おけらの方とは、日本収集をされている方とは、日本のでは、日本			です。 し尿収集を廃止される方は、廃止の届をして ください。 清掃手数料の精算をしてください。	_
国	7	美等の方 号被保険者	国民年金手帳・印鑑を持参して手続きをしてください。	豆 仏 医 坡 細
年 金	既に年金を 受給	している方	年金受給権者住所変更届(国保医療課にあります)を年金事務所へ送付してください。 ※住民基本台帳ネットワークシステムで年金事務 所が現況確認できた方は手続き不要です。	国保医療課 ☎56-4090 本庁舎1階
	年金を受給していない 60~65歳の方		基礎年金番号住所変更届を転出先の年金事務 所へ提出してください。	

対象の方	手 続 き の 内 容	担 当 課
城陽市の国民健康保険に 加入されている方	国民健康保険被保険者証・印鑑を持参して 転出の手続きをしてください。	国保医療課 否 56-4038 本庁舎1階
後期高齢者医療制度に 加入されている方 福祉医療【老人・障害・ひとり 親】及び子育て支援医療の助成 を受けている方	後期高齢者医療被保険者証・印鑑を持参して転出の手続きをしてください。 医療受給者証・印鑑を持参して転出の手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4039 本庁舎1階
125cc 以下のバイクを お持ちの方 市 税 等 に 未 納 が あ る 方	ナンバープレートを返却し、廃車手続を してください。(印鑑が必要です) 未納の市税等は、納付していただくか、	税務課 25 56-4024 本庁舎2階
児童手当を受けている方	納付方法についてご連絡ください。 手続きが必要です。お子様と別居される場合も届が必要です。	子育て支援課 番 56-4036
児童扶養手当・特別児童扶 養 手 当 を 受 け て い る 方	手当証書・印鑑を持参して住所変更届の手 続きをしてください。	西庁舎1階
介護 保険 40~64歳まで 要介護認定を受けている方	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証等をお返しください。 ②介護認定の申請中または認定を受けておられる方は、受給資格証明書を発行します。	高齢介護課 番 56-4043 西庁舎1階
市立の小学校及び中学校の 児童・生徒	今までの学校で転学手続をしてください。	在籍している学校
水道(下水道)の手続き	水道 (下水道) を止める手続きは、 Tel 0774-52-2044 に電話してください。 (番号はお間違えのないようにお願いします)	上下水道部 経営管理課 (平川広田 67番地) ☎ 52-2044
在外選挙人名簿への登録を される方 (海外転出者)	選挙管理委員会事務局または転出先の公館で、在外選挙人名簿登録の手続きをしてください。	選挙管理委員会事務局 ☎ 56-4008 本庁舎3階
「広報じょうよう」の 配布停止を希望される方	「広報じょうよう」は、空き家への配布はいたしませんので、特段のお手続きは必要ございません。 確実な停止を希望される場合は、(公社)城陽市シルバー人材センター(Location 10774-52-9486)までご連絡ください。	秘書広報課 広報広聴係 25 56-4051 本庁舎2階
妊 娠 中 の 方	城陽市発行の妊婦健康診査受診券・妊婦歯 科健康診査受診票は使用できなくなります。 転出先の市区町村にお問い合わせください。	保健センター 健康推進課 〒610-0111 (富野久保田 1 番地の 1) ☎ 55-1111 FAX 55-1140
犬の登録をされている方	転出先の市区町村で飼い犬の所在地変更の手続きをしてください。	衛生センター 環境課 ごみ減量推進係 (寺田南堤下1番地) ☎53-1400